

## ■ 国民健康保険とは

国民健康保険（国保）は、被保険者のみなさんが国民健康保険税を出し合い、医療を受けるときの負担を軽くする助け合いの制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除く、すべての人が加入します。

## ■ 国民健康保険に加入する人

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 3ヶ月以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人  
(※医療滞在ビザで入国した人などは除く)
- 退職して職場の健康保険をやめた人

## ■ こんなときは必ず 14 日以内に届け出を

※マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類をお持ちください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき (職場の健康保険などに加入していない場合)	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード
	後期高齢者医療制度に加入したとき ※75歳になって移行するときは届け出不要	保険証
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別の住所を定めるとき	保険証、在学証明書または学生証
保険証をなくしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき	身分などを証明するもの(使えなくなった保険証など)	

## ■ マイナンバーカードの保険証利用申し込みについて

マイナンバーカード（個人番号カード）は、保険証としても利用（マイナ保険証）できます。保険証として利用するためにはマイナポータルなどでの申し込みが必要です。保険証は令和6年12月2日から新規交付が停止されます。マイナンバーカードの保険証利用申し込みをしていない人などには「資格確認書」を交付する予定です。